

大分県報

平成二十八年
号外（五三）
四月一日

（金曜日）

目次

規則

大分県幼稚園型認定こども園等の認定手続等に関する規則及び大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則の一部改正……………一

〇規則

大分県幼稚園型認定こども園等の認定手続等に関する規則及び大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年四月一日

大分県規則第六十二号
大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県幼稚園型認定こども園等の認定手続等に関する規則及び大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則の一部を改正する規則

（大分県幼稚園型認定こども園等の認定手続等に関する規則の一部改正）

第一条 大分県幼稚園型認定こども園等の認定手続等に関する規則（平成十八年大分県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び五項を加える。

（職員資格に関する特例）

2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、条例別表の第一の一の本文により幼稚園型認定こども園等に置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、同表の第二の一、二及び四の規定にかかわらず、同表の第一の一により幼稚園型認定こども園等に置くものとされる職員のうち一人は、知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認め

平成二十八年四月一日

る者にすることができる。

3 条例別表の第二の一及び四（ただし書の規定を適用する場合を除く。）により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第六項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第六項において同じ。）をもって代えることができる。

4 条例別表の第二の二により置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者（同表の第二の二のただし書に規定する知事が別に定める者を含む。）については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 一日につき八時間を超えて開園する幼稚園型認定こども園等において、開園時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における条例別表の第二の一、二及び四により置かなければならない幼稚園の教員の免許状を有する者、保育士の資格を有する者又は幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者（同表の第二の二のただし書に規定する知事が別に定める者を含む。）については、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、条例別表の第一の一により幼稚園型認定こども園等に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則第三項	条例別表の第二の一及び四（ただし書の規定を適用する場合を除く。）により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第四項	条例別表の第二の二により置かなければならない者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者

大分県報号外（規則）

	<p>ればならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者（同表の第二の二のただし書に規定する知事が別に定める者を含む。）</p>	<p>許状を有する者</p>
<p>附則第五項</p>	<p>条例別表の第二の一、二及び四により置かなければならない幼稚園の教員の免許状を有する者、保育士の資格を有する者又は幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者（同表の第二の二のただし書に規定する知事が別に定める者を含む。）</p>	<p>知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者</p>

（大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則の一部改正）

第二条 大分県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則（平成二十七年大分県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二十九条第一項」の下に「又は施行規則第十五条第二項」を加える。
 附則に次の見出し及び四項を加える。

（職員の数等に係る特例）

3 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、条例第六条第三項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第一号の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

4 条例第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 一日につき八時間を超えて開園する幼保連携型認定こども園において、開園時間を超えて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における条例第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、開

園時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 前二項の規定により条例第六条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

第九号様式中「第29条第1項」の「ト」に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項」を加え、

「添付書類

変更後において認可基準に適合することを証する書類」を

「添付書類

1 変更内容が確認できる書類

2 変更後において認可基準に適合することを証する書類（施行規則第15条第1項第4号及び第16条第4号に掲げる事項に関する変更の場合に限る。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。